

税理士の業務報酬の最高限度額に関する基準

制定 昭和55年8月20日

変更 昭和62年3月25日

平成元年2月21日

平成4年3月26日

平成6年3月24日

廃止 平成14年3月31日

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この基準は、税理士会が税理士の業務に対する報酬の最高限度額に関する規定を定める場合に、準拠すべきところを示したものである。

2 税理士法(以下「法」という。)第2条第2項に定める会計業務に対する報酬の最高限度額に関する基準は、別に定める。

(報酬の種類)

第2条 税理士報酬は、顧問報酬並びに税務代理報酬、不服申立ての代理報酬、税務書類の作成報酬、税務相談報酬及び調査立会い報酬とする。

(日当、旅費及び宿泊料)

第3条 資料の収集その他特別の事務に従事したときは、前条に定める報酬のほか、日当、旅費及び宿泊料を受けることができる。

(報酬算定の単位)

第4条 報酬は、特に定めるもののほか、第2条に定める報酬の種類に基づき、税目ごとに受任1件として算定する。

(報酬の減免)

第5条 委嘱者が災害を蒙り、その他公益上の必要があるときは、報酬の全部又は一部を免除することができる。

(着手金及び解約の場合の取扱い)

第6条 委嘱を受けた事案については、その報酬額の50%相当額以内を着手金として受けることができるものとし、受領した着手金は、委嘱者の都合により解約するときは、これを返還しない。

2 委嘱者の都合により着手後に解約するときは、報酬の全額を受けることができる。

第2章 顧問報酬

(定義及び適用区分)

第7条 顧問報酬は、委嘱に係る税目の納税申告又は課税標準申告に関し、税務代理及び税務相談の事務を包括して受任することにより、継続して受ける報酬とする。

2 前項に規定する事務にともない、税務書類を作成し、税務官公署の調査に立会い、又は不服申立ての代理をしたときは、それぞれ別に定める報酬を受けることができる。

(適用の制限)

第 8 条 顧問報酬を受けるときは、前条第 1 項に定める申告に係る修正申告及び更正の請求に関する事務を含むものとし、これらの事務について、重ねて税務代理報酬又は税務相談報酬を受けることはできない。

2 道府県民税及び市町村民税（都民税及び特別区民税を含む。以下「住民税」という。）並びに事業税は、第 4 条の規定にかかわらず、これらを合わせて受任 1 件として取扱う。

（算定基準）

第 9 条 顧問報酬は、税目ごとに定める基準により算定する。

2 所得税（給与等に関する所得税の源泉徴収事務を除く。以下同じ。）についての算定基準は、契約時の前年の総所得金額（所得税法に規定する総所得金額から譲渡所得、一時所得等の臨時的な所得を除いた金額に、所得計算の特例による各種控除の額を加算した金額）とする。ただし、総所得金額に比して取引金額が多額である場合、事業の形態が複雑又は大規模である場合など当該基準によることが適当でないときは、契約時の前年の年取引金額（総所得金額に係る総収入金額）基準によることができる。

3 法人税についての算定基準は、契約時の事業年度における期首資本金等（期首における貸借対照表の資本の部に記載された資本合計の金額。ただし、当該金額が払込済資本金の額に満たないときは払込済資本金の額）とする。ただし、期首資本金等の額に比して取引金額が多額である場合、事業の形態が複雑又は大規模である場合など当該基準によることが適当でないときは、契約時の前事業年度の年取引金額（益金の額）基準によることができる。

4 所得税及び法人税以外の税目についての算定基準は、前 2 項の規定を準用する。この場合において、委嘱者が個人の場合は所得税に定める基準、法人の場合は法人税に定める基準を適用する。

（顧問報酬の限度額）

第 10 条 顧問報酬の税目ごとの最高限度額は、別表第 1 に定めるところによる。

第 3 章 税務代理報酬

（定義及び適用区分）

第 11 条 税務代理報酬は、法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する業務のうち、税務官公署に対する租税に関する法令の規定に基づく申告、申請、請求その他これらに準ずる行為（不服申立てを除く。）につき、又は税務官公署に対してする主張若しくは陳述につき、代理し、又は代行することにより、受ける報酬とする。

2 前項に規定する事務ともない、税務書類を作成し、税務官公署の調査に立会い、又は不服申立ての代理をしたときは、それぞれ別に定める報酬を受けることができる。

（適用の制限）

第 12 条 委嘱を受けた税務代理には、当該申告に係る修正申告及び更正の請求に関する事務を含むものとし、これらの事務について、重ねて税務代理報酬を受けることはできない。

（受任 1 件の特例）

第 13 条 所得税の税務代理における分離課税譲渡所得（分離課税に係る事業所得及び雑所得を含む。以下同じ。）事案の報酬は、第 4 条の規定にかかわらず、受任 1 件に含めず算定し、その他の所得税に係る税務代理報酬との合計額を受けることができる。

2 前項の規定は、第 7 条第 1 項の規定にかかわらず、所得税に関する顧問報酬を受けている場合において分離課税譲渡所得に係る税務代理の委嘱を受けたときについても適用する。

3 第 8 条第 2 項に定める住民税及び事業税に関する受任 1 件の規定は、税務代理報酬について準用する。

4 相続税及び贈与税の税務代理における物納及び延納事務に関する報酬は、第 4 条の規定にかかわらず、受任 1 件に含めず算定し、相続税の物納申請及び延納申請に係る税務代理報酬並びに贈与税の延納申請に係る税務代理報酬を別途受けることができる。

（算定基準）

第14条 税務代理報酬は、税目ごとに定める基準により算定する。

- 2 所得税についての算定基準は、総所得金額（所得税法に規定する総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額に、所得計算の特例による各種控除の額を加算した金額）とする。ただし、総所得金額に比して取引金額が多額である場合、事業の形態が複雑又は大規模である場合など当該基準によることが適当でないときは、年取引金額（総所得金額に係る総収入金額）基準によることができる。
- 3 所得税のうち分離課税譲渡所得についての算定基準は、所得金額（特例による控除前の譲渡所得金額）とする。ただし、所得金額に比して取引金額が多額である場合、取引の内容が複雑又は大規模である場合など当該基準によることが適当でないときは、年取引金額（分離課税譲渡所得に係る総収入金額）基準によることができる。
- 4 法人税についての算定基準は、所得金額（法人税法に規定する課税標準としての所得金額。ただし、欠損金又は災害損失金の当期控除額等があるときは、その控除前の金額）とする。ただし、所得金額に比して取引金額が多額である場合、事業の形態が複雑又は大規模である場合など当該基準によることが適当でないときは、年取引金額（益金の額）基準によることができる。
- 5 住民税及び事業税についての算定基準は、前3項の規定を準用する。
- 6 消費税、特別地方消費税その他消費税についての算定基準は、期間取引金額（消費税については課税期間に係る取引金額、特別地方消費税については月取引金額、その他消費税についてはその計算の基となる課税対象期間に係る取引金額）とする。
- 7 相続税についての算定基準は、遺産の総額（相続又は遺贈（死因贈与を含む。）により取得した財産の価額（3年以内の贈与財産の価額を含む。）の合計額（債務及び葬式費用等の控除前の金額をいう。））とする。
- 8 相続税の物納及び延納についての算定基準は、物納については物納申請税額（相続税法に規定する物納を求めようとする税額）、延納については延納申請税額（相続税法に規定する延納を求めようとする税額）とする。
- 9 贈与税についての算定基準は、取得財産の価額（贈与（みなし贈与を含む。）により取得した財産の価額の合計額（債務負担額がある場合は、その控除前の金額））とする。
- 10 贈与税の延納についての算定基準は、延納申請税額（相続税法に規定する延納を求めようとする税額）とする。
- 11 地価税についての算定基準は、課税価格（地価税法に規定する課税価格）とする。
- 12 固定資産税についての算定基準は、固定資産価格（家屋を含む償却資産については固定資産の取得時の価額、土地については固定資産課税評価額）とする。
- 13 その他の税目についての算定基準は、当該税目に係る課税標準額（特例による控除をしたときは、その特例控除前の金額）とする。ただし、課税標準が資産の数量、事業所の面積その他を対象とする税目の基準に関しては、別に定める。

（税務代理報酬の限度額）

第15条 税務代理報酬の税目ごとの最高限度額は、別表第2に定めるところによる。

第4章 不服申立ての代理報酬

（定義及び適用区分）

- 第16条** 不服申立ての代理報酬は、法第2条第1項第1号に規定する業務のうち、税務官公署に対する租税に関する法令又は行政不服審査法の規定に基づく異議の申立て又は審査請求につき、代理し、又は代行することにより、受ける報酬とする。
- 2 不服申立ての代理報酬は、異議申立て及び審査請求の各審級ごとに受任1件として算定する。
 - 3 第1項に規定する事務にともない税務書類を作成したときは、別に定める報酬を受けることができる。

（不服申立ての代理報酬の限度額）

第17条 不服申立ての代理報酬の区分及び最高限度額は、別表第3に定めるところによる。

第5章 税務書類の作成報酬

(定義及び適用区分)

第18条 税務書類の作成報酬は、法第2条第1項第2号に規定する業務を行うことにより、受ける報酬とする。
2 不服申立てに関する書類の作成報酬の算定については、第16条第2項の規定を準用する。

(算定基準)

第19条 税務書類の作成報酬に関する算定基準については、第14条の規定を準用する。

(法第33条の2第1項業務に対する報酬)

第20条 法第33条の2第1項業務に対する報酬は、租税の課税標準等を記載した申告書を作成し、当該申告書に法定された計算事項等を記載した書面を添付することにより、受ける報酬とする。

(税務書類の作成報酬の限度額)

第21条 税務書類の作成報酬の区分及び最高限度額は、別表第4に定めるところによる。

第6章 税務相談報酬

(定義及び範囲)

第22条 税務相談報酬は、法第2条第1項第3号に規定する業務又は法第33条の2第2項に規定する業務を行うことにより、受ける報酬とする。

(税務相談報酬の限度額)

第23条 税務相談報酬の区分及び最高限度額は、別表第5に定めるところによる。

第7章 調査立会い報酬

(定義及び適用区分)

第24条 調査立会い報酬は、顧問又は税務代理を委嘱されている事案について、税務官公署が行う税務調査に立会い、又はこれにともなう特別な事務に従事することにより、受ける報酬とする。
2 顧問又は税務代理の委嘱のない事案について、税務調査の立会いを委嘱されたときは、前項に定める報酬に合わせて税務代理報酬を受けすることができる。

(調査立会い報酬の限度額)

第25条 調査立会い報酬の最高限度額は、別表第6に定めるところによる。

第8章 日当、旅費及び宿泊料

(日当)

第26条 委嘱を受けた業務に関し必要な出張又は資料の収集その他特別な事務に従事するときは、所定の報酬のほか、日当を受けすることができる。ただし、第24条に規定する調査立会い報酬を受けているときは、この限りでない。

(旅費及び宿泊料)

第27条 委嘱を受けた業務に関し出張を必要とするときは、所定の報酬及び日当のほか、旅費及び宿泊料を受けすることができる。

(日当等の限度額)

第28条 日当、旅費及び宿泊料の最高限度額は、別表第7に定めるところによる。

第9章 その他の特則

(公益法人等及び人格なき社団等の取扱い)

第29条 公益法人等又は人格なき社団等に関する顧問報酬の算定基準は、期首における貸借対照表に計上されている総資産の帳簿価額から、総負債の帳簿価額を控除した金額を期首資本金等基準とみなして取扱うものとし、年取引金額基準については、当該法人等の益金の額とする。何れの場合においても、その金額は、公益事業及び収益事業の合計額とする。

附 則 (昭和62年3月25日)

- 1 この改正規定は、昭和62年 月 日 (以下「施行日」という。) から施行し、施行日以後において委嘱を受ける税理士業務から適用する。
- 2 施行日前において委嘱を受けた業務については、なお、従前の例による。ただし、当該委嘱に係る当事者間において合意があったときは、この限りでない。

附 則

この改正規定は、平成元年2月21日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成4年3月26日から施行する。

附 則

この改正規定は、平成6年3月24日から施行する。

【別表】

第1 顧問報酬(月額)

(税務代理及び税務相談を含み、税務書類の作成報酬は別に受ける。)

1 所得税

[総所得金額基準]	[年取引金額基準]	
200万円未満	2,000万円未満	20,000円
300万円 "	3,000万円 "	30,000円
500万円 "	5,000万円 "	45,000円
1,000万円 "	1億円 "	65,000円
2,000万円 "	2億円 "	75,000円
3,000万円 "	3億円 "	85,000円
5,000万円 "	5億円 "	95,000円
5,000万円 以上	5億円以上	105,000円
1千万円増すごとに	1億円増すごとに	5千円を加算

2 法人税

[期首資本金等基準]	[年取引金額基準]	
200万円未満	2,000万円未満	30,000円
300万円 "	3,000万円 "	35,000円
500万円 "	5,000万円 "	50,000円
1,000万円 "	1億円 "	70,000円
3,000万円 "	3億円 "	85,000円
5,000万円 "	5億円 "	100,000円
1億円 "	10億円 "	130,000円
3億円 "	30億円 "	160,000円
5億円 "	50億円 "	190,000円
5億円以上	50億円以上	220,000円
2億円増すごとに	20億円増すごとに	3万円を加算

3 住民税及び事業税

事業所(地方税法に規定する事務所又は事業所をいう。以下同じ。)1か所につき、所得税又は法人税に定める報酬額の10%相当額

4 消費税、特別地方消費税その他消費税

1税目につき、所得税又は法人税に定める報酬額の50%相当額

(注) 複数の事業所があるときは、事業所ごとに受任1件として取扱う。ただし、消費税については、事業所数にかかわらず受任1件として取扱う。

5 給与等の源泉所得税その他の税目(法第2条第1項に規定する除外税目を除く。)

1税目につき、所得税又は法人税に定める報酬額の30%相当額

(注) 複数の事業所があるときは、事業所ごとに受任1件として取扱う。

第2 税務代理報酬

(税務書類の作成報酬は別に受ける。)

1 所得税

[総所得金額基準]	[年取引金額基準]
-----------	-----------

200万円未満	2,000万円未満	60,000円
300万円 "	3,000万円 "	75,000円
500万円 "	5,000万円 "	100,000円
1,000万円 "	1億円 "	170,000円
2,000万円 "	2億円 "	255,000円
3,000万円 "	3億円 "	300,000円
5,000万円 "	5億円 "	400,000円
5,000万円以上	5億円以上	450,000円
1千万円増すごとに	1億円増すごとに	2.5万円を加算

(注) 所得税のうち、分離課税繰越所得については、次による。

[所得金額基準]	[年取引金額基準]	
300万円未満	3,000万円未満	100,000円
500万円 "	5,000万円 "	150,000円
1,000万円 "	1億円 "	200,000円
3,000万円 "	3億円 "	350,000円
5,000万円 "	5億円 "	500,000円
5,000万円以上	5億円以上	550,000円
1千万円増すごとに	1億円増すごとに	5万円を加算

2 法人税

次の基準による報酬額に、期首資本金等(第9条第3項の規定を準用する。)の額の0.5%相当額を加算する。ただし、加算額は、50万円を超えることができない。

[所得金額基準]	[年取引金額基準]	
100万円未満	2,000万円未満	60,000円
150万円 "	3,000万円 "	80,000円
200万円 "	5,000万円 "	100,000円
400万円 "	1億円 "	170,000円
1,200万円 "	3億円 "	300,000円
2,000万円 "	5億円 "	400,000円
4,000万円 "	10億円 "	550,000円
1.2億円 "	30億円 "	700,000円
2億円 "	50億円 "	800,000円
2億円以上	50億円以上	900,000円
1億円増すごとに	25億円増すごとに	10万円を加算

3 住民税及び事業税

事業所1か所につき、所得税又は法人税に定める報酬額の30%相当額

4 消費税、特別地方消費税その他消費税

[期間取引金額]	500万円未満	20,000円
	1,000万円 "	40,000円
	3,000万円 "	60,000円
	5,000万円 "	80,000円
	1億円 "	100,000円
	5億円 "	120,000円
	5億円以上	150,000円
	1億円増すごとに	1万円を加算

(注) 複数の事業所があるときは、事業所ごとに受任1件として取扱う。ただし、消費税については、事業所数にかかわらず受任1件として取扱う。

5 相続税

基本報酬額100,000円に、次の基準による報酬額を加算する。

[遺産の総額]	5,000万円未満	200,000円
	7,000万円 "	350,000円
	1億円 "	600,000円
	3億円 "	850,000円
	5億円 "	1,100,000円
	7億円 "	1,350,000円
	10億円 "	1,700,000円
	10億円以上	1,800,000円
	1億円増すごとに	10万円を加算

[加算報酬]

(1) 「遺産の総額」に係る報酬額については、共同相続人(納税義務のある受遺者を含む。)1人を増すごとに10%相当額を加算する。

(注) 共同相続人のうち相続を放棄した者があるときは、その者は共同相続人の数に算入しない。

(2) 財産の評価等の事務が著しく複雑なときは、基本報酬額を除き、100%相当額を限度として加算することができる。

(注) 「著しく複雑」とは、事案の内容が極めて繁雑又は広範にわたり、かつ、資料の収集、法令の適用その他の事務処理のために特別の調査、研究若しくは役務の提供を要するものをいう(以下[物納申請に係る報酬]において同じ)。

[物納申請に係る報酬]

相続税法に規定する物納に関する事務に従事したときは、次の基準による報酬額とする。

○物納申請税額	1億円未満	500,000円
	5億円 "	700,000円
	5億円以上	900,000円
	5億円増すごとに	20万円を加算

○加算報酬 相続税法に規定する物納に関する事務が著しく複雑なときは、30%相当額を限度として加算することができる。

[延納申請に係る報酬]

相続税法に規定する延納に関する事務に従事したときは、次の基準による報酬額とする。

○延納申請税額	1億円未満	100,000円
	5億円 "	150,000円
	5億円以上	200,000円
	5億円増すごとに	5万円を加算

6 贈与税

[取得財産の価額]	100万円未満	35,000円
	300万円 "	60,000円
	500万円 "	100,000円
	1,000万円 "	120,000円
	2,000万円 "	150,000円
	3,000万円 "	180,000円
	5,000万円 "	250,000円
	5,000万円以上	280,000円
	1千万円増すごとに	3万円を加算

[加算報酬] 財産の評価等の事務が著しく複雑(相続税に同じ。)なときは、100%相当額を限度として加算することができる。

[延納申請に係る報酬]

相続税法に規定する延納に関する事務に従事したときは、次の基準による報酬額とする。

○延納申請税額	1億円未満	100,000円
	5億円 "	150,000円
	5億円以上	200,000円
	5億円増すごとに	5万円を加算

7 地価税

基本報酬額200,000円に、次の基準による報酬額を加算する。

[課税価格]	15億円未満	500,000円
	20億円 "	700,000円
	25億円 "	900,000円
	25億円以上	1,100,000円
	5億円増すごとに	20万円を加算

[加算報酬] 土地等の評価等の事務が著しく複雑なときは、基本報酬額を除き、100%相当額を限度として加算することができる。

(注) 「著しく複雑」とは、例えば土地の筆数が多いこと等により、事案の内容が極めて繁雑又は広範にわたり、かつ、資料の収集、法令の適用その他の事務処理のために特別の調査、研究若しくは役務の提供を要するものをいう。

8 固定資産税

[固定資産価格]	500万円未満	20,000円
	1,000万円 "	35,000円
	3,000万円 "	50,000円
	5,000万円 "	65,000円
	1億円 "	100,000円
	1億円以上	135,000円
	5千万円増すごとに	3.5万円を加算

(注) 複数の事業所があるときは、事業所ごとに受任1件として取扱う。

9 その他の税目 (法第2条第1項に規定する除外税目を除く。)

基本報酬額200,000円に、次の基準による報酬額を加算する。

[課税標準額]	500万円未満	20,000円
	1,000万円 "	40,000円
	3,000万円 "	60,000円
	5,000万円 "	100,000円
	1億円 "	200,000円
	5億円 "	500,000円
	10億円 "	1,000,000円
	10億円以上	1,100,000円
	1億円増すごとに	10万円を加算

(注1) 特別土地保有税については、「固定資産価格」を「取得価額」と読み替え、「8. 固定資産税」の規定を準用する。

(注2) 事業所税のほか、課税標準が資産の数量、事業所の面積その他を基準とする税目については、9に定める「次の基準」を「3の規定」と読み替え、「3. 住民税及び事業税」の規定を準用する。

第3 不服申立ての代理報酬 (税務書類の作成報酬は別に受ける。)

1 異議申立て

300,000円

- 2 審査請求 500,000円
 [加算報酬] 事案が著しく複雑なときは、100%相当額を限度として加算することができる。
 (注) 「著しく複雑」とは、事案の内容が極めて繁雑又は広範にわたり、かつ、資料の収集、法令の適用その他の事務処理のために特別の調査、研究若しくは役務の提供を要するものをいう。

第4 税務書類の作成報酬

- 1 納税申告書、修正申告書及び更正の請求書(当該申告書及び請求書に添付すべき明細書等の税務書類を含む。)
- ① 所得税 第2に定める税務代理報酬額の30%相当額
 - ② 法人税 第2に定める税務代理報酬額の50%相当額
 ただし、前事業年度の実績を基準とする予定申告書の作成報酬は、当該税務代理報酬額の20%相当額を限度とする。
 - ③ 住民税及び事業税 第2に定める税務代理報酬額の30%相当額
 - ④ 消費税、特別地方消費税その他消費税 第2に定める税務代理報酬額の50%相当額
 ただし、消費税法第42条に基づく中間申告書の作成報酬は、当該税務代理報酬額の20%相当額を限度とする。
 - ⑤ 相続税 第2に定める税務代理報酬額の50%相当額
 - ⑥ 贈与税 第2に定める税務代理報酬額の30%相当額
 - ⑦ 地価税 第2に定める税務代理報酬額の50%相当額
 - ⑧ 固定資産税 第2に定める税務代理報酬額の50%相当額
 - ⑨ その他の税目(法第2条第1項に規定する除外税目を除く。) 第2に定める税務代理報酬額の50%相当額
- 2 不服申立書 50,000円
- 3 相続税物納申請書(当該申請書に添付すべき物納財産目録等の税務書類を含む。) 150,000円
- 4 相続税延納申請書及び贈与税延納申請書(当該申請書に添付すべき明細書等の税務書類を含む。) 50,000円
- 5 その他の書類(法人設立届出書、青色申告承認申請書、法定調書、年末調整関係書類及び給与所得の源泉徴収票(給与支払報告書を含む。)等)
- 1 事案につき 20,000円
 [加算報酬] 同種の書類を10件を超えて作成するときは、1件増すごとに2,000円を加算する。
- 6 法第33条の2第1項業務に対する報酬 第2に定める当該税目に係る税務代理報酬額の20%相当額

第5 税務相談報酬

- 1 口頭によるもの 1時間以内 20,000円
 [加算報酬] 1時間を超えたときは、1時間につき10,000円を加算する。
- 2 書面によるもの 125,000円
- 3 書面によるもので特別の調査研究を必要とするもの 250,000円
 (注) 「特別の調査研究を必要とするもの」とは、相談内容が委嘱者にとって極めて重大なもの又は事案が極めて複雑かつ異例に属するもので、特別な調査研究を必要とする場合をいう。
- 4 法第33条の2第2項業務に対する報酬 第2に定める当該税目に係る税務代理報酬額相当額

第6 調査立会い報酬

1日当たり 60,000円
(注) 1日に満たないときは1日とみなす。

第7 日当、旅費及び宿泊料

1 日 当 1日当たり 50,000円
(注) 1日に満たないときは1日とみなす。

2 旅費及び宿泊料 実 費

会計業務報酬の最高限度額に関する基準

制定 昭和55年8月20日

変更 昭和62年3月25日

第1 趣 旨

この基準は、税理士の業務報酬の最高限度額に関する基準（以下、「税理士業務報酬基準」という。）第1条第2項の規定に基づき、税理士会が会計業務に対する報酬の最高限度額に関する規定を定める場合に、準拠すべきところを示したものである。

第2 定 義

会計業務報酬は、税理士業務に付随して、財務書類の作成、会計帳簿の記帳代行、その他財務に関する事務を行うことにより、受ける報酬とする。

第3 会計業務報酬の種類

会計業務報酬の種類は、会計顧問報酬、記帳代行報酬、決算書類作成報酬、その他の書類の作成報酬及び会計相談報酬とする。

第4 報酬の算定基準

会計業務報酬は、税理士業務報酬基準に定める顧問報酬に基づき算定することとし、特に定めるもののほか、委嘱者が個人の場合は所得税、法人の場合は法人税に関するそれぞれの顧問報酬の限度額（以下これらを「税務顧問報酬」という。）を基準とする。

第5 報酬の限度額

- (1) 会計顧問報酬（月額）
会計顧問報酬は、会計帳簿の記帳及び財務書類の作成等に関し、相談に応じ、指導を行うことにより、継続して受ける報酬とする。
税務顧問報酬月額 \times 50%相当額
- (2) 記帳代行報酬（月額）
記帳代行報酬は、委嘱者の提示した資料及び伝票に基づき総勘定元帳の記入並びに試算表作成等の事務を行うことにより、受ける報酬とする。
税務顧問報酬月額相当額
ただし、所得税又は法人税以外の税目に関連して、特に必要とする記帳を委嘱されたときは、税理士業務報酬基準に定める当該税目に係る顧問報酬の月額相当額を加算できる。
- (3) 決算書類作成報酬
 - ① 記帳代行契約のある場合 税務顧問報酬月額相当額の6ヵ月分
 - ② 記帳代行契約のない場合 税務顧問報酬月額相当額の8ヵ月分なお、事業年度が6ヵ月以内の場合は、当該報酬額の60%相当額とする。
- (4) その他の書類の作成報酬
 - ① 通常のもの 25,000円
 - ② 特別の調査研究を必要とするもの 500,000円
- (5) 会計相談報酬
 - ① 口頭によるもの 1時間以内 20,000円
[加算報酬] 1時間を超えるときは、1時間につき10,000円を加算する。
 - ② 書面によるもの 125,000円
 - ③ 税理士法第33条の2第2項に規定する審査に付随するもの
(3)の②に定める決算書類作成報酬の50%相当額
- (6) 上記のうち、(2)、(3)、(4)、(5)の報酬を算定する場合において、事案が著しく複雑であるときは、割増金を加算することができる。ただし、加算額は、50%相当額を超えることができない。

第6 委嘱された事案について出張を必要とするときは、次の日当、旅費及び宿泊料を受けることができる。

① 日 当 50,000円

(注) 1日に満たないときは1日とみなす。

② 旅費及び宿泊料 実 費

第7 税理士業務報酬基準第5条（報酬の減免）及び第6条（着手金及び解約の場合の取扱い）は、この基準につき準用する。

第8 解釈、適用に当たっての留意事項

(1) 税務顧問報酬との関係について

会計顧問報酬は、税理士業務報酬基準に規定する税務顧問報酬とは別建てであり、それぞれの報酬を合算して受けることができる。

(2) 「税務顧問報酬月額（相当額）」について

「税務顧問報酬月額（相当額）」とは、現実の契約によって受ける額ではなく、税理士業務報酬基準に規定する額をいう。